

令和２年２月１４日

「福島市受動喫煙防止条例案の骨子」パブリック・コメント実施

平成３０年７月に健康増進法が改正され、望まない受動喫煙を防止する取組みを推進することが国及び地方公共団体の責務となりました。

また、本市では今年度、市民総ぐるみの健康づくりを推進する「健都ふくしま創造事業」を立ち上げ、重要施策の一つとして、望まない受動喫煙のない環境整備を推進しています。

さらに、今年７月には東京２０２０オリンピック競技が、本市で開催されることから、大会の開催を契機に、市民一人ひとりが他人の健康にも配慮し、望まない受動喫煙を生じさせることのない地域社会の実現を目指してこの条例を制定するものです。

この度、条例案の骨子がまとまりましたので、市民の皆さまのご意見を広く取り入れるため、パブリック・コメントを実施します。

記

１ 条例案の骨子の主なポイント

健康増進法で定める規定のほか、本市の実情を踏まえ下記の事項について市独自に規定。

（１）市が設置する施設において受動喫煙防止対策を強化する。

- ①市が設置する施設においては、一部の例外施設を除き原則敷地内禁煙とする。
- ②第一種施設（市役所本庁等）においては、喫煙所を設置しない。

（２）市立以外の学校・児童福祉施設等は、特定屋外喫煙場所の設置不可（努力義務）とする。

- ①健康影響の大きい子どもが通う施設の管理権原者については、特定屋外喫煙所を設けないように努める。

（３）福島駅周辺を、受動喫煙を防止する重点区域（受動喫煙防止重点区域）に指定し、区域内での喫煙を制限する。

- ①多数の人が訪れる福島駅周辺区域については、喫煙禁止とする。
- ②当該区域内に受動喫煙防止対策を施した喫煙所を設け、当該喫煙所においてのみ喫煙可能とすることで、区域内の望まない受動喫煙を防止する。

（４）受動喫煙防止重点区域において、市が行う喫煙の中止命令に従わない場合は、罰則（２,０００円の過料）を科す。

- ①当該区域内に「受動喫煙防止指導員」を配置することにより、受動喫煙防止のための普及啓発活動及び喫煙中止の指導・命令等を実施する。
- ②罰則の規定は公布後に、周知啓発期間を設けたうえで適用を開始する。

※詳細は別添「条例案（骨子）の概要」をご覧ください。

2 意見の提出期間 : 令和2年2月14日(金)～令和2年3月13日(金)

3 意見の募集方法 :

(1) 骨子の閲覧

①市ホームページ
QRコード



②閲覧場所 : 保健所健康推進課、政策調整課、市民情報室、各支所・茂庭・大波出張所、各学習センター、市民活動サポートセンター、西口行政サービスコーナー、アクティブシニアセンター・アオウゼ、こむこむ館、市立図書館、男女共同参画センター

(2) 意見の提出方法と提出先

①上記閲覧場所に備え付けの用紙に必要事項を記入し、持参か専用の封筒で郵送、またはファクスで

②市ホームページから専用フォームで

(3) 意見を提出できる方

①本市に住所を有する方

②本市に事務所又は事業所を有する方

③本市にある事務所又は事業所に勤務する方

④本市にある学校に在学する方

⑤その他パブリック・コメント制度に係る事案に利害関係を有する方

4 今後のスケジュール

・令和2年6月 市議会定例会へ議案上程

・令和2年6月下旬 公布

・令和2年7月1日 施行

(一部経過措置有り※経過措置の内容は概要の最後を参照)

担当 : 健康推進課 健康増進係
課長 勝山 邦子、主任 高橋 哲
電話 024-573-4384 (直通)

条例案（骨子）の概要

1 条 例 名	福島市受動喫煙防止条例
2 制定の趣旨	健康増進法に定めるほか、受動喫煙の防止に関し必要な事項を定めることにより、受動喫煙による市民等の健康への影響を未然に防止し、もって市民等の健康増進を図ることを目的とする。
3 骨子の概要	<p>(1) 【前文】 条例制定の背景や趣旨について記載</p> <p>(2) 【目的】 受動喫煙による市民等の健康への影響を未然に防止し、市民等の健康増進を図ることを目的とする。</p> <p>(3) 【定義】 条例内で使用している用語について記載</p> <p>(4) 【市の責務】 市は市民等及び事業者の受動喫煙の防止に関する取組を促進するため、科学的根拠に基づいた情報の提供、普及啓発その他の必要な支援を行う。</p> <p>(5) 【市民等の責務】 市民等は受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、他人に受動喫煙を生じさせないように努める。</p> <p>(6) 【保護者の責務】 保護者は監護する20歳未満の者に対し、受動喫煙による健康への悪影響を未然に防止するよう努める。</p> <p>(7) 【事業者の責務】 事業者は受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、受動喫煙を生じさせることのない環境の整備に取り組むよう努める。</p> <p>(8) 【教育の重要性】 市は学校教育その他の場において、喫煙及び受動喫煙の有害性並びに受動喫煙の防止に関する情報の提供その他の必要な支援を行う。</p> <p>(9) 【市が設置する施設における受動喫煙の防止】 市が設置する施設においては、一部の例外的な施設を除いては、原則敷地内禁煙とする。 市は健康増進法で規定する第一種施設（市役所本庁等）においては、喫煙所を設置しない。</p> <p>(10) 【市以外の者が設置する学校、児童福祉施設等における受動喫煙の防止】 市以外の幼稚園、保育所、小・中・高等学校等の施設管理権原者は、敷地内に特定屋外喫煙場所を設置しないように努める。</p> <p>(11) 【受動喫煙防止重点区域の指定】 市は特に受動喫煙の防止を図る必要があると認める福島駅前広場及びその周辺を、重点的に受動喫煙を防止する区域（以下「受動喫煙防止重点区域」という。）として指定することができる。</p> <p>(12) 【受動喫煙防止重点区域の変更等】 市は必要があると認めるときは、受動喫煙防止重点区域の指定を変</p>

更・解除することができる。

(13) 【受動喫煙防止重点区域における喫煙の制限等】

①市は受動喫煙防止重点区域内又はその周辺において、受動喫煙を防止するために必要な措置が講じられた喫煙することができる場所（以下「指定喫煙所」という。）を設置することができる。

②受動喫煙防止重点区域内において喫煙してはならない。ただし、指定喫煙所で喫煙する場合は除く。

(14) 【指導及び命令】

①市長は、(13)②の規定に違反した者に対し、喫煙の中止を指導することができる。

②市長は、(14)①の規定による指導に従わなかった者に対し、喫煙の中止を命令することができる。

(15) 【受動喫煙防止指導員】

市は(14)の規定による指導・命令を行わせるために、受動喫煙防止指導員を置くことができる。

(16) 【罰則】

受動喫煙防止重点区域内で喫煙し、受動喫煙防止指導員の命令に従わなかった者に対しては、2,000円の過料を科す。

(17) 【委任】

条例で規定する以外に必要な事項は、規則で定める。

(18) 【公布日】（予定）

令和2年6月下旬

(19) 【施行日】（予定）

令和2年7月1日から施行する。

（経過措置）

令和2年10月1日から施行する項目

(10) 市以外の幼稚園、保育所、小・中・高等学校等の施設管理権原者は、敷地内に特定屋外喫煙場所を設置しないように努める。

(13)②受動喫煙防止重点区域内において喫煙してはならない。ただし、指定喫煙所で喫煙する場合は除く。

(14)①市長は受動喫煙防止重点区域内において、指定喫煙所以外で喫煙した者に対して、喫煙中止の指導をすることができる。

令和3年3月1日から施行する項目

(14)②市長は、受動喫煙防止重点区域内において、喫煙中止の指導に従わない者に対して、喫煙中止の命令をすることができる。

(16) 受動喫煙防止重点区域内で喫煙し、受動喫煙防止指導員の命令に従わなかった者に対しては、2,000円の過料を科す。